

◎新潟県告示第1189号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年10月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
佐渡市	佐渡市の地籍図及び地籍簿 羽二生の一部
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 四十日、大杉新田、奥、寺尾、青木新田、宇津野新田、泉の各一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 鍬江の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字蓮潟、蓮野の各一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字三俣の一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字正明寺、下高町の各一部

2 認証年月日

平成25年10月3日